



# 鳥取県公報

令和4年9月27日（火）  
号外第62号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	県統計調査の実施（490）（健康政策課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	保安林の指定施業要件の変更（5件）（491～495）（東部農林事務所）・・・・・・・・ 3

# 告 示

## 鳥取県告示第490号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和4年9月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 調査の名称

県民健康栄養調査

### 2 調査の目的

自覚症状がないまま進行する生活習慣病を予防するため、その発症に関係する食生活、運動、喫煙、アルコール等の生活スタイルや健康状態を把握し、県民により身近なデータを活用した普及啓発・施策の展開や生活習慣病にならない生活スタイルへの見直しを進めるための基礎資料とするとともに、平成30年4月に策定した「鳥取県健康づくり文化創造プラン（第三次）」、「食のみやこととり～食育プラン（第3次）～」等の評価に活用する。

### 3 調査対象の範囲

#### (1) 栄養摂取状況調査

令和2年国勢調査調査区を基に層化無作為抽出した世帯及び当該世帯の満1歳以上の世帯員

#### (2) 身体状況・生活習慣・健康づくり意識調査

令和2年国勢調査調査区を基に層化無作為抽出した世帯の満20歳以上の世帯員

#### (3) 健康づくり意識調査

令和4年国民健康・栄養調査の調査対象として指定された調査地区の世帯の満20歳以上の世帯員

### 4 報告を求める事項及びその基準となる期日

#### (1) 報告を求める事項

##### ア 栄養摂取状況調査

世帯の状況、食事状況、食物摂取状況、1日の身体活動量

##### イ 身体状況・生活習慣・健康づくり意識調査

身長・体重、腹囲、血圧、服薬状況、糖尿病の治療の有無、運動習慣、食習慣、身体活動、休養（睡眠）、飲酒、喫煙、歯の健康等生活習慣全般

##### ウ 健康づくり意識調査

食生活、身体活動、休養・睡眠、飲酒、喫煙

#### (2) 基準となる期日又は期間

##### ア 栄養摂取状況調査

令和4年10月1日から11月30日までの任意の1日

##### イ 身体状況・生活習慣・健康づくり意識調査

調査票記入日

##### ウ 健康づくり意識調査

調査票記入日

### 5 報告を求める者

#### (1) 栄養摂取状況調査

510世帯、1,240名

#### (2) 身体状況・生活習慣・健康づくり意識調査

1,050名

#### (3) 健康づくり意識調査

130名

## 6 報告を求めるために用いる方法

## (1) 栄養摂取状況調査

調査員による面接その他の方法により、報告者に記入方法を指導して回答を得る。

## (2) 身体状況・生活習慣・健康づくり意識調査

調査員が、報告者に対して調査票を配布する。報告者は、紙調査表に記入し、又は電子調査票に入力し、郵送、調査員回収又はオンラインにより提出する。

## (3) 健康づくり意識調査

調査員が、報告者に対して調査票を配布する。報告者は、紙調査表に記入し、又は電子調査票に入力し、郵送、調査員回収又はオンラインにより提出する。

## 7 報告を求める期間

令和4年10月1日から同年11月30日まで

## 8 調査票情報の保存期間

5年間

## 9 結果の公表方法

鳥取県のホームページで公表する。

---

**鳥取県告示第491号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和4年9月27日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 島 崎 俊 宏

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

鳥取市青谷町（次の図に示す部分に限る。）

## 2 保安林として指定された目的

魚つき

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県東部農林事務所八頭事務所農林業振興課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

**鳥取県告示第492号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和4年9月27日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 島 崎 俊 宏

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

鳥取市気高町（次の図に示す部分に限る。）

## 2 保安林として指定された目的

魚つき

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県東部農林事務所八頭事務所農林業振興課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

**鳥取県告示第493号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和4年9月27日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 島 崎 俊 宏

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

鳥取市佐治町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県東部農林事務所八頭事務所農林業振興課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

**鳥取県告示第494号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和4年9月27日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 島 崎 俊 宏

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

鳥取市佐治町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県東部農林事務所八頭事務所農林業振興課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

**鳥取県告示第495号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和4年9月27日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 島 崎 俊 宏

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
八頭郡八頭町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
なだれの防止
- 3 変更後の指定施業要件
  - （1）立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - （2）立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県東部農林事務所八頭事務所農林業振興課及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）